

(平成27年1月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における船員保険の被保険者資格取得日は昭和20年4月1日、同資格喪失日は21年4月1日であると認められることから、当該期間の船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から22年2月末日まで

申立期間は、A社に船員として勤務したが、船員保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及び申立人に係る船員保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）によると、申立人は、昭和20年4月1日に、船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、上記の被保険者名簿及び被保険者台帳において、被保険者資格喪失日は空欄となっており、当該記録は基礎年金番号に統合されていないが、i) 申立人は、「昭和20年4月から同年7月25日まで、C海兵団で教育を受けた。その後、自宅待機のためD地区に戻る途中、E地区で深夜に空襲を受けたが、私の乗った連絡船は難を逃れ無事であった。」と述べているところ、F海上技術学校（当時は、G海員養成所）から提出された申立人の学籍簿及び資料等により、申立人は、昭和19年2月28日に同校を卒業後、同年3月21日からA社所有の船舶に乗船していること、及び同校卒業生は、卒業後1年間の汽船乗船後、海軍予備補修生として海兵団に入団するよう定められていたことが確認できる上、一般戦災ホームページ（総務省）により、20年7月*日の深夜にはE地区で大空襲があったことが確認できること、ii) 申

立人は、「昭和 20 年 9 月頃に会社に戻り、H丸に乗船するよう指示を受けた。I 地区から J 県まで車で行き、K 港で同船舶に乗船した。同船舶は、K 港と L 県間を木材等の運搬をしており、私は甲板員として勤務した。」と述べているところ、A 社に係る被保険者名簿により、生存及び所在が確認できた 7 人に照会し、全員から回答を得られたが、そのうち 4 人は、「申立期間当時、H丸に乗船していた。同船舶は、J 県の K 港と L 県間を、主に石炭、木材を運搬していた。」と回答しており、そのうちの 1 人は、「司令部の命により、H丸が、昭和 20 年 8 月から同年 10 月までの間、K 港に停泊していたことを覚えている。申立人については、わずかながら記憶にある。」と回答していること、iii) 昭和 21 年 4 月 1 日以降の被保険者記録が記載されている、A 社に係る書換え後の被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名及び生年月日が記載されているものの、当該氏名等には横線が引かれていることが確認でき、横線の真意は不明だが、その後の報酬月額及び標準報酬等級等の記載が無いことから、一旦氏名は記載されたものの、何らかの理由により取り消されたものと判断できることを踏まえると、申立人は、同年 4 月 1 日までは船員保険被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における船員保険被保険者の資格取得日を昭和 20 年 4 月 1 日、資格喪失日を 21 年 4 月 1 日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る被保険者名簿の記録から、60 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 2 月末日までの期間について、上記 1 のとおり、A 社に係る書換え後の被保険者名簿において、申立人の氏名等には横線が引かれていることが確認できる上、B 社は、「現在保管している記録等を確認したが、申立人については確認できなかった。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年11月までの期間及び47年4月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から46年11月まで
② 昭和47年4月から52年12月まで

昭和56年4月にA区B出張所でC市への転出手続を行った際、44年9月から56年3月までの国民年金保険料の未納を指摘された。その際、未納保険料全額を納付すれば、将来、満額の年金を受け取れると言われたので、20数万円を同出張所で納付したが、申立期間の96か月が未納となっている。指摘を受けた未納保険料全額を一括納付したはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月にA区B出張所で、国民年金被保険者資格を取得した44年9月から56年3月までの未納となっていた国民年金保険料全額を一括納付したと主張しているが、同年4月時点において、申立期間①及び②の保険料は既に時効で納付できない上、A区は、「本庁及び出張所の窓口では国民年金の過年度保険料の納付はできなかつた。」と回答していることから、申立人は申立期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年12月21日に払い出されていることが確認でき、申立人は同月頃に国民年金の加入手続きを行い、20歳に到達した44年*月まで遡って国民年金被保険者資格を取得し、申立期間②直後の53年1月まで遡って国民年金保険料を納付したものと推認される。

さらに、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人がB出張所で一括納付したとする期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの保険料

については、C市に転入後の58年1月21日と同年2月17日の2回に分けて納付されていることが確認でき、申立人の主張と相違する。

加えて、C市の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納となっており、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録と符号する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 8 日から同年 4 月 8 日まで
A 社 (現在は、B 社) に季節雇用者として勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する「Cメイボ (キカン、キセツ)」により、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社は、「申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除を確認できる資料は保管していない。また、季節雇用者について厚生年金保険の加入記録が確認できない理由としては、当時、希望者を健康保険及び厚生年金保険に加入させる取扱いであったことが考えられる。」と回答している。

また、申立人は、申立期間当時、自身と同様に季節雇用者であったとする同僚二人の名前を挙げているが、姓のみ又は名のみ記憶であり、個人を特定することができないことから、申立人の申立内容を裏付ける証言を得ることができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票 (以下「被保険者原票」という。) により、申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 34 人に照会し、17 人から回答が得られたところ、このうち季節雇用者として勤務していたとする 9 人のうち 4 人は、「当該事業所には、複数回、季節雇用者として勤務したが、年金記録によると、厚生年金保険の加入記録が確認できない期間がある。」と回答している上、当該 4 人のうち 1 人は、「当該事業所に採用された時、季節雇用者のみが集められ、

社会保険及び厚生年金基金への加入についての説明を受けたが、これらに加入することを希望しない者もいた。」と具体的に述べている。

これらのことを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、季節雇用者全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所は、厚生年金基金に加入していたことが確認できるところ、企業年金連合会から提供された中脱記録照会（回答）によると、申立人は、申立期間において、厚生年金基金の加入員であった記録は確認できない。

その上、当該事業所に係る被保険者原票を確認したものの、申立期間において申立人の名前は無く、一方、整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 5045

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月から同年8月5日まで
② 昭和23年12月25日から24年6月1日まで

A社には、昭和22年4月に入社し、24年5月31日まで勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料は無いが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名簿によると、A社は昭和29年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、平成8年6月1日に解散していることが確認できる上、当時の事業主は、生存及び所在が不明であることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚3人の名前を挙げているが、このうち二人は既に死亡しており、他の一人は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いことから、これらの者からは、申立人の両申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について回答を得ることができなかった。

さらに、当該事業所に係る被保険者名簿により、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた同僚4人（申立人が姓のみを記憶する同僚と同姓の者3人を含む。）に照会し、3人から回答が得られたものの、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者記号番号を基に、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票を確認したところ、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和22年8月5日と記載されており、この記録は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳と一致していることが確認できるとともに、当該厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、23年12月25日と記載されており、これらの記録は、当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立ての事実を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月頃から 23 年頃まで

A 団体に勤務中の昭和 20 年 4 月 1 日に陸軍に召集され、その後同年 8 月に復員し、同年 9 月頃から 23 年頃まで引き続き勤務したが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

当時の関係資料等はないが、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人は、軍隊から帰還し勤務先の A 団体に復職するまでの状況を具体的に述べていること、ii) 申立人が記憶する複数の役員は、商業・法人登記簿謄本によると、申立期間について在任していることが確認できること、iii) 申立人は、申立期間中に参加した研修会等について具体的に記憶していること、iv) 申立人が名前を挙げた 7 人の同僚のうち 3 人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことが確認できること等から判断すると、申立人は、勤務期間は特定できないものの、申立期間中において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所は昭和 24 年 8 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、27 年 1 月 1 日に解散している上、申立期間当時の役員は、生存及び所在が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、当該事業所の従業員数について約 30 人程度であったと述べているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下

「被保険者名簿」という。)によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間における同保険の被保険者数は、適用事業所になった時点が15人と最も多く、その後減少し、適用事業所でなくなった時点では12人であったことが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚7人のうち4人は、同保険の被保険者であった形跡が無いことから判断すると、申立期間当時、当該事業所は、従業員について一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が名前を挙げた上司及び同僚並びに当該事業所の被保険者名簿により申立期間当時に被保険者であったことが確認できる者は、いずれも生存及び所在が不明であることから、照会することができず、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について証言を得ることができない。

加えて、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立人は、昭和20年4月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認でき、その後、当該事業所において同被保険者資格を再取得した形跡が無い上、当該被保険者名簿を訂正する等の不自然な記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。